

就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い

別紙

	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る臨時的な取扱い (令和3年3月末まで)
対象者	- 在宅でのサービス利用を希望する者であること。 - 在宅でのサービス利用による支援効果が認められると本市が判断した場合。
在宅利用の要件	- 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。 - 指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出すること。 【報酬算定の要件】 ※当年度中については以下の通り、離島等に居住している在宅利用者に係る要件を満たせば報酬の算定を可能とする。 - 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応 - 緊急時の対応 - 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保 - 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行う - 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない 通常は上記の要件を満たす必要があるが、今年度中については⑤及び⑥を次の⑤'及び⑥'とすることができる。 ⑤' 訪問又は通所による評価を、電話・PC等による評価等に代替可 ⑥' 利用者の通所による評価を、事業所職員による訪問による評価も可
提出書類	- 在宅利用に係る申立書（既に提出済の利用者については不要） - 在宅利用に係る個別支援計画書（既に提出済の利用者については不要） - 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用にかかる届出書（※事業者とりまとめ） - 在宅利用における支援効果に関するチェックシート（または、同程度の内容がわかるもの） - 事業者の運営規定の写し（在宅利用の実施内容について記載されているもの）
適用期間	おおむね令和2年9月から今年度内



	令和3年4月以降の取扱い
	(同左)
	(同左)
	【報酬算定の要件】 - 利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応 - 緊急時の対応 - 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保 - 事業所職員の訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等により評価等を1週間につき1回は行う - 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、利用者の居宅又は事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない ※在宅と通所による支援を組み合わせることも可能 ※利用者が希望する場合、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能であるが、その際にも①～⑦までの要件をすべて満たすこと
	(1)在宅利用継続希望者 - 第4号様式（申請書表面右下部、申請に係る具体的内容に「在宅利用希望」と記載） - 第10号様式 - 第11号様式とケア計画（案）またはセルフプラン（計画書に在宅利用であることがわかるように記載） (2)在宅利用新規希望者 - 第4号様式（申請書表面右下部、申請に係る具体的内容に「在宅利用希望」と記載） - 第10号様式 - 第11号様式とケア計画（案）またはセルフプラン（計画書に在宅利用であることがわかるように記載） - 在宅利用に係る個別支援計画書の写し - 在宅利用における支援効果に関するチェックシート - 事業者の運営規定の写し（在宅利用の実施内容について記載されているもの） ※原則、申請された日以降の適用となります ※在宅利用から通所利用のみに変更する場合も(1)と同じ書類を提出
	令和3年4月1日から